

J R 福知山線列車事故に係る検証報告の概要

検証分野 1 総合的な対応体制のあり方

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由	
初動及び広域応援体制	実動機関（消防、警察）による迅速な対策本部の立ち上げ 消防に係る迅速な応援要請 広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、陸上自衛隊への迅速な応援（派遣）要請 神戸市消防局及び大阪市消防局の自主判断による出動	県、市町、鉄道事業者等の明確な役割認識 初動時の迅速かつ正確な情報の収集・伝達 県と尼崎市の意思疎通の徹底	県、市町、鉄道事業者等の役割を明確にした体制整備 ・ 局所的に発生する鉄道事故災害に対しては、まず鉄道事業者と災害対応の第一的責務を有する市町が中心となって対応し、県は市町等で対応できない場合に迅速に支援するとともに、周辺市町も状況に応じて支援体制を構築するなど、それぞれの役割を明確にして総合的な体制整備を図るべき。 より迅速な初動体制の構築 ・ 県及び市町等は、災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルをより迅速に判断するための情報収集ルートや分析体制を点検し、様々な状況を想定してその強化に努めるべき。 県における市町派遣要員の事前指定 ・ 県は事故発生時に市町（本部及び現地）へ派遣し情報収集や調整等に当たる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与するとともに、必要に応じて研修等を行うべき。 県・市町間の連携体制の充実強化 ・ 県及び市町は、発災直後から緊密に意思疎通を図り、現場の活動を支援する応援体制の確立に努めるべき。

検証分野 1 総合的な対応体制のあり方

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向	
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由		
情報の収集・伝達	実動機関の迅速な対応 県警本部から県等への事故発生に係る迅速な連絡 情報収集等のための県職員への派遣 ヘリコプターからの映像の送信	鉄道事業者から県への通報の徹底 鉄道事業者から、警察、消防への通報の徹底 国との間の迅速な情報連絡の徹底 県と周辺市町との情報共有	鉄道事業者等の内部における県地域防災計画の認識不足 被災現場等の対応で忙殺 県と周辺市町との情報共有については、県地域防災計画に特段の規定はなし	地域防災計画に基づく情報の収集・伝達の徹底 ・ 鉄道事業者をはじめ、防災関係機関は、定期的な協議や訓練等を通じて兵庫県地域防災計画大規模事故災害対策計画で定める情報収集、伝達の徹底を図るべき。 災害情報の収集・伝達等に係る研修や訓練の充実 ・ 県をはじめ防災関係機関は、各フェーズで必要となる情報内容を吟味するとともに、研修や訓練を通じて、職員の災害情報の受発信や処理能力の一層の向上に努めるべき。 隣接市町も含めた県・市町間の緊密な情報共有 ・ 県及び市町等は、フェニックス防災システムの活用等による情報の共有化を図るとともに、県(県民局)は、事故発生地の市町のほか周辺の関係市町との情報連携や県に対するニーズ把握に努めるべき。

検証分野 1 総合的な対応体制のあり方

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向	
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由		
救助機連携、現場本部の体制	<p>救助機関間の連携確保の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関の現地における指揮所の隣接設置 現地調整本部における白板を利用した情報共有 現地調整本部で各機関の合議による共通の対応方針の作成 <p>尼崎市における交通整理をはじめ救助現場での活動支援</p> <p>尼崎市消防団の自発的な現場活動及び消防署等での待機</p>	<p>現場における指揮・調整機能の一層の強化</p> <p>現場における活動記録の作成・保存</p>	<p>「調整」の具体的な内容や仕組みが不明確</p> <p>消防機関等は、救助活動に忙殺され、記録、広報などの活動に限界</p>	<p>現地本部体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回、現場本部の体制を明確にし、災害発生時における現場本部の役割を明確に定めること。また、現場本部の役割を明確に定めること。 現場本部の役割を明確にし、災害発生時における現場本部の役割を明確に定めること。 現場本部の役割を明確にし、災害発生時における現場本部の役割を明確に定めること。 <p>現場本部の役割を明確にし、災害発生時における現場本部の役割を明確に定めること。</p> <p>現場本部の役割を明確にし、災害発生時における現場本部の役割を明確に定めること。</p> <p>現場本部の役割を明確にし、災害発生時における現場本部の役割を明確に定めること。</p>

検証分野 2 人命救助活動や地域との連携、協力

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由	
救助機関等による救出活動	消防機関、警察機関などによる訓練の実施 現地における各機関の指揮所の隣接設置 救出活動における部隊のローテーションの実施 消防活動に係る広報窓口の統一	救出活動の一層の迅速化 (救出活動に4日間を要したこと) ----- 感染症防止への配慮 ----- 救出状況に係る的確な情報発信	救助スペースが狭隘で、かつ救出口の確保が困難 ----- 列車により大破した駐車車両からエンジンオイルが漏れ、エンジンオイルが流出する危険がある ----- 要救助者(遺体)を傷つけないための慎重な作業の実施 ----- 救助部隊によっては感染防止衣を着用していない場合があったこと ----- 現場の救出状況に係るきめ細かな広報の不足 ----- 困難な状況を想定した救出救助訓練の実施 ・ 救助機関は、今回のJR列車事故のような極めて困難な事案を想定した救出救助訓練を実施すべき。 ・ 救助機関は、今回の事故対応の検証成果を集団救急の研修資料として活用するなど、対応能力の向上に努めるべき。 ----- 小型軽量の装備資機材の整備・開発 ・ 救助機関は、狭隘な場所においても使用しやすい小型軽量の油圧スプレッダーやウォーターカッター等の整備や開発を行うべき。 ----- 消防機関等における感染防止衣の配備 ・ 血液汚染防止のために、救助機関における感染防止衣の整備を徹底すべき。 ----- 救助活動に係る専門家とのネットワークの形成 ・ マンションの倒壊の危険性についての尼崎市・県・国の専門家の調査、さらに車両構造の専門家などの意見が救助活動等に役立ったことから、救助機関は、平常時から救助活動に関係する各分野の専門家リストを作成、常備しておくべき。 ----- 平常時から救助機関間の連携強化(再掲) ・ 災害時における救助機関間の円滑な連携を図るため、平常時から各機関が足を運び顔の見える関係を築くよう努めるべき。 ----- 適切な救出状況に係る情報提供 ・ 救助機関は、救出状況についての適切な情報提供に努めるとともに、広報の場の設定等、県や市町が総合的に情報を発信する仕組みづくりについても検討すべき。

検証分野 2 人命救助活動や地域との連携、協力

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向	
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由		
地域住民、事業所等との関係や連携	<p>近隣の住民や事業所等による救助活動</p> <p>各事業所のリーダーの下での組織だった救助活動等の展開</p>	<p>地域防災における企業（事業所）の役割の充実</p> <p>二次災害発生の危険性の防止</p> <p>救助者が負傷した際の補償</p> <p>救助者に対するこころのケアの推進</p>	<p>火花が出るエンジン力を行えば、二次災害の危険性があつたこと</p> <p>消防団員等公務災害補償は適用があるが、血液や衣服の破損は検査等について補償なし</p>	<p>地域防災における企業（事業所）等の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町は、地域防災における企業（事業所）の活動や役割のあり方について具体的に検討し、相互の連携体制や情報共有等の一層の充実を図るべき。 ・ 自主防災組織や企業（事業所）等は、地域社会が訓練や行事等の機会を通じて交流を深め、地域のソーシャルキャピタル（社会関係資本）を高めるよう努めるべき。 <p>事業所、住民の救助活動にあたっての知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町は、住民等が救助活動を行う場合の留意点を明示し、企業や自主防災組織での研修において徹底を図るべき。 <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護活動ができるように、消防機関が実施する普通救命講習等の実技講習などを受けておくこと ・ 消防機関等の指導に従うこと ・ 自らの安全を第一とし、できる範囲で救援活動を行うこと <p>救助協力を行う住民が負傷した場合等の補償制度の充実検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町は、救助者が負傷した場合の血液検査等の経費負担など、補償内容の充実を検討すべき。 ・ 県及び市町は、救助者の衣服や使用資機材の損傷に対する物的補償のあり方を検討すべき。 <p>救助者のこころのケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町は、救助者の属する事業所に対するこころのケアの呼びかけや、広報紙などによる啓発を行うべき。

検証分野3 救急搬送や患者の受入

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由	
	<p>トリアージタグの適正な取扱いの検討</p> <p>医療チームの撤収時期の検討</p> <p>保健所（健康福祉事務所）の活動内容の検討</p>	<p>保存されているトリアージタグは少数であること</p> <p>多くの医療チームの撤収後の発見</p> <p>市保健所は早期に情報収集、救護活動を行っているが、医療機関との役割分担が不明確</p>	<p>トリアージタグの取扱いについて、関係機関及び医師の連携を徹底する。トリアージタグの回収等、組織内及び警察等関係者への教育を徹底する。</p> <p>医療チームの撤収時期の明確化については、たとえ生員備時（1チーム）が現場周辺に留まるべき。</p> <p>医療チームによる事故現場近くの医療機関への支援 ・医療チームは、出勤に時間を要する場合には、より混乱している可能性が高い事故現場に近接した医療機関の支援にあたることも検討すべき。</p> <p>がれきの下の医療を行う救助・医療チームの育成 ・今回、がれきの下の医療の実施によって、成果を上げたことから、県、市町等は、がれきの下の医療のトレーニングを受けたレスキューや医療チームの育成を図るべき。</p> <p>保健所の後方支援業務等の役割の検討 ・災害時における医療品等の確保、現場支援業務を包含する業務の一層の充実を図る方向で検討すべき。</p>

検証分野 3 救急搬送や患者の受入

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向	
	有効であった対応	主な課題		要因・理由
患者受入の病院間のバランス	<p>府県を超えた基幹災害拠点病院間の連携による病床確保</p> <p>事故現場でトリアージが実施され、特に早期に警察による軽症者のバス搬送等が、現場の混乱防止に貢献</p> <p>救命救急センターを中心とした重症者の分散搬送</p> <p>消防機関が搬送した負傷者は、事故現場の救急救命士の指示のもと、比較的にスムーズに分散搬送</p> <p>一次搬送された医療機関から比較的順調に重症者の二次搬送を実施</p>	<p>救急搬送の全体像の早期把握</p> <p>特定の病院への負傷者の集中</p> <p>県広域災害・救急医療情報システムの活用促進</p> <p>転院搬送に要する救急車等の確保</p>	<p>初期の段階で、バス等に搬送する患者が、初期に搬送される患者に比べて、搬送が滞り、搬送先病院へ搬送されるまでに時間がかかっている</p> <p>搬送機関では、搬送先病院が早期に搬送の要を知らせることができていない</p> <p>搬送機関では、搬送先病院が早期に搬送の要を知らせることができていない</p>	<p>トリアージタッグの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防機関は、可能な限りトリアージタッグの回収ボックスを設置して、現地指揮所で迅速に集め、負傷者の計画的搬送に努めるべき。 <p>消防機関による住民への搬送先の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故現場において、消防機関が住民の協力者に対して、可能な限り搬送先病院を明確に指示するよう努めるべき。 <p>県広域災害・救急医療情報システムの積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害初期における医療機関による県災害救急医療情報システムの入力率が向上するよう啓発・訓練を徹底すべき。 県は、県広域災害・救急医療情報システムについて、転院搬送を要する病院からの発信が迅速、簡単に伝わる方法を検討すべき。 消防機関は、県広域災害・救急医療情報システムからの情報を現地における搬送に積極的に活用するとともに、関係機関、負傷者にも伝えるべき。 消防機関は、県広域災害・救急医療情報システムを現場指揮所においても使用できるよう、ドクターカーや救急車へのパーソナルコンピューターの搭載を検討すべき。 各病院において、傷病者の受入状況についての情報を迅速に報告すべき。 <p>平常時からの基幹災害拠点病院間の連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 府県を超えた基幹災害拠点病院間の連携による病床確保が有効だったことに加え、各地方プロダクトの基幹災害拠点病院との連絡会等を定期的に開催して相互の意思疎通を図るべき。

検証分野 3 救急搬送や患者の受入

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向	
	有効であった対応	<th colspan="2">主な課題</th>		主な課題
			要因・理由	
<p>県広域災害・救急医療情報システムの活用</p>	<p>災害発生地周囲の医療機関の医療立ち上げに貢献（患者受入や医療チームの派遣）</p> <p>県広域災害・救急医療情報システムから事故現場での状況等を迅速、詳細に医療機関等へ発信</p>	<p>県広域災害・救急医療情報システムのより底上げの徹底（入力率の向上等）</p>	<p>医療機関における県広域災害・救急医療情報システムの認識不足</p> <p>事故現場での使用体制が未整備</p>	<p>緊急搬送要請の一層の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防機関は緊急搬送要請の迅速な入力を徹底すべき。 <p>県広域災害・救急医療情報システムの積極的な活用（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害初期における医療機関による県災害・救急医療情報システムの入力率が向上するよう啓発・訓練を徹底すべき。 県は、転院搬送を要する病院からの発信が迅速、簡単に行える方法を検討すべき。 消防機関は、県広域災害・救急医療情報システムからの情報を現地における搬送に積極的に活用するとともに、関係機関、負傷者にも伝えるべき。 消防機関は、県広域災害・救急医療情報システムを現場指揮所においても使用できるよう、ドクターの搭載や救急車両へのパーソナルコンピュータの搭載を検討すべき。 各病院においては、傷病者の受入状況についての情報を迅速に報告すべき。

検証分野 4 安否情報の開示と提供システム

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由	
	<p>国民保護法 〔市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集〕 〔総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供(第95条)〕</p> <p>国民保護法及び都道府県知事による安否情報の収集(第94条)は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡する者及び被害に及ぶ者、並びに災害発生時、当該都道府県知事は、必要と認めるときは、関係機関の安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。</p> <p>〔総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供(第95条)〕 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。</p>	<p>安否情報の収集(第94条)は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡する者及び被害に及ぶ者、並びに災害発生時、当該都道府県知事は、必要と認めるときは、関係機関の安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。</p> <p>〔総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供(第95条)〕 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。</p>	<p>幅広い論議を行い検討を深めることが必要。</p> <p>医療機関における安否情報の提供内容、範囲等の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関は、個人情報保護の観点から、あらかじめ、安否情報の提供窓口、提供する範囲、手段等について明確にしておくべき。 <p>自らの安否情報の伝達と災害伝言ダイヤル等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故や災害に遭遇した場合には自ら家族等に速やかに連絡をとるよう心がけるとともに、事故現場を管轄する市町や県は、NTTに災害伝言ダイヤルの設置を要請するなど、安否情報提供機関の負担を軽減し、真に安否情報が必要な者に、より迅速に伝わるよう配慮すべき。 <p>安否情報の収集・整理・提供に係る法的根拠等の明確化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 安否情報は広域的な性格を有しており、報道機関への個人情報の提供の問題も含め、安否情報の収集・整理・提供が全国的統一ルールで法的に明確に責任機関や情報の提供方法、内容等が明確にされることが必要。

検証分野 5 こころのケア

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由	
こころのケアに係るニーズの把握や対応 こころのケアに係る各機関	早期の相談窓口の設置や多数の相談の受付 負傷者等への積極的なアプローチ 被災者やその家族、救済者（消防職員等）など、幅広いこころのケアの実施 こころのケアの相談窓口の設置	負傷者情報等の入手 長期的な対応の仕組みづくり 間接的な被害者に対する病院などでの対応	個人情報保護法の取扱いが統一されていないこと 被害者情報の入手方法の確立 ・ 事後のストレス反応は、時間の経過とともに人達へ遷延化（長期化）しやすくなり、またそのよとな（こころ）がほどのケア実施機関がアウトリーチ（訪問相）でできるよう、個人情報保護審議会等に諮るなどの対策を講じておくべき。 ・ 被害者情報の一次情報の入手者から情報病院内に入手できるようにするには、厚生労働省のガイドライン等で、こころのケアの厚生のための報告の提供は、第三者提供の制限の例外（「人命、身体又は財産の保護のために必要があると認め本人の同意を得ることが困難であるとき」）となることが明示されることが必要。 長期にわたる支援窓口の設置 ・ こころのケア実施機関は、人により、回復に個人差があるため、支援窓口を長く開設しておいたり、必要な情報を提供するなど継続的なケアが必要。 病院と保健所等との連携 ・ 負傷者の病院での治療の段階から、こころのケアを含めた退院後の健康管理への移行が円滑に進むよう、病院、保健所及び市町などが連携を密にすべき。 間接的な被害者へのフォロー ・ 医療機関は、負傷者の家族などの間接的な被害者への対応に、ついで、あらかじめ担当窓口及び、家族待合所、負傷者の氏名を含む個人情報の取扱いなどを決めておき、対応すべき。

検証分野5 こころのケア

検証項目	対応の分析・評価		今後の方向
	有効であった対応	主な課題 ----- 要因・理由	
		救援者に対するケア	<ul style="list-style-type: none"> 保健所等の役割の明確化（一部再掲） ・保健所及び市町の役割として、事故現場における負傷者や死亡者の家族へのフォローや、救援にあたった住民への個別訪問、負傷者が病院から退院した後のこころのケアを含む健康管理などを担当することを検討すべき。 救援者へのこころのケア（一部再掲） ・消防機関だけでなく、医療関係者なども含めて、救援機関は、救援者へのこころのケアについてのサポート体制を充実すべき。 行政と支援団体との連携 ・こころのケアを行う行政機関は、NPOなどの支援団体との間で、情報交換をはじめ、事故発生時の連携方法について検討をしておくべき。